

国立大学法人ガバナンス・コードにかかる適合状況等に関する報告書(令和5年度)

作成日 2023/10/19

最終更新日 2023/10/19

記載事項	更新の有無	記載欄
情報基準日		8月1日
国立大学法人名		国立大学法人鹿児島大学
法人の長の氏名		佐野 輝
問い合わせ先		総務部企画評価課企画評価係 TEL : 099-285-7047 MAIL : kikakus 【@】 kuas.kagoshima-u.ac.jp
URL		https://www.kagoshima-u.ac.jp/about/governance-code.html

【本報告書に関する経営協議会及び監事等の確認状況】

記載事項	更新の有無	記載欄
経営協議会による確認		<p>【確認の方法】</p> <p>第144回経営協議会（令和5年9月28日）において、各原則に対する本学の適合状況及び「国立大学法人ガバナンス・コードにかかる適合状況等に関する報告書（令和5年度）」（案）を確認いただき、ご意見をいただいた。</p>
		<p>【経営協議会からの意見】</p> <p>各原則に係る適合状況について確認するとともに、適切に報告書が作成されていることを確認した。</p> <p>【対応】</p> <p>引き続き、各原則についての適合状況を点検・公表していくとともに、関係規則等の適切な運用状況の確認とガバナンス体制の継続的な見直しに取り組む。</p>

<p>監事による確認</p>		<p>【確認の方法】</p> <p>令和5年度第14回大学運営会議（令和5年9月12日）において、各原則に対する本学の適合状況及び「国立大学法人ガバナンス・コードにかかる適合状況等に関する報告書（令和5年度）」（案）を確認いただき、ご意見をいただいた。</p>
		<p>【監事からの意見】</p> <p>全体的に、前回までと比べてPDCAの「D」を意識した記載となっており、規則や体制の整備だけでなく、適切な運用を実施していることが確認できる報告書となっている。</p> <p>本コード策定の目的・意義を踏まえ適合状況等を単に確認するだけでなく、より適切なガバナンス体制に向けた検討を同時に行い、翌年度に向けて継続的に改善すべき点がないかを検討することが重要である。</p> <p>【対応】</p> <p>次回以降も、その関係規則等の適切な運用状況及びガバナンス体制の見直しを踏まえた適合状況を確認していく。</p>
<p>その他の方法による確認</p>		<p>【監事からの意見】</p> <p>補充原則4-2③について、研究費の不正使用防止に関する研修については実施状況が見直され、eラーニングプログラムによる研修などが実施されていることが確認できるが、部局における啓発活動については、現状では十分に実施出来ていないのではないかと考える。今後は、部局における啓発活動の実施状況を報告させる等、実効性を高める工夫が必要であると考えます。</p> <p>【対応】</p> <p>部局における啓発活動においては、公的研究費の不正使用防止部門から、コンプライアンス推進責任者（部局等の長）に対して、四半期毎にメールマガジン形式にて不正使用防止に係る各種情報を通知しているところである。</p> <p>令和5年度第2四半期送付分からは、コンプライアンス推進責任者から部局構成員へ「教授会等における周知等により」啓発するよう文言を付記した。</p> <p>さらに、公的研究費に関する不正防止計画に基づく、内部監査（実地監査）の際に、部局担当者に当該メールマガジンの内容の周知方法を確認し、教授会等における積極的な周知を要請している。</p>

【国立大学法人ガバナンス・コードの実施状況】		
記載事項	更新の有無	記載欄
ガバナンス・コードの各原則の実施状況		当法人は、各原則をすべて実施しています。
ガバナンス・コードの各原則を実施しない理由又は今後の実施予定等		

【国立大学法人ガバナンス・コードの各原則に基づく公表内容】		
記載事項	更新の有無	記載欄
原則1-1 ビジョン、目標及び戦略を実現するための道筋		<p>鹿児島大学憲章において「学問の自由と多様性を堅持しつつ、自主自律と進取の精神を尊重し、地域とともに社会の発展に貢献する総合大学をめざす」ことをミッションとして掲げ、その中長期的なビジョンとして鹿児島大学長期改革プラン「2030年の鹿大」を策定している。「2030年の鹿大」策定にあたっては、県内の教育機関、産業界からの学外委員も加えて検討を重ね、平成30年6月に公表した。また、令和2年度には、学長を中心に第4期中期目標期間（令和4年度～令和9年度）に向けた学長ビジョンについて検討を行い、令和2年11月の大学運営会議で決定、本学HPにおいて広く一般に公表している。</p> <p>これらのミッション、ビジョンを実現していくための目標及び具体的な戦略、道筋として、中期目標・中期計画（第4期：令和4年度～令和9年度）を策定・公表している。</p> <p>【鹿児島大学憲章】 https://www.kagoshima-u.ac.jp/about/kensyo.html 【2030年の鹿大】 https://www.kagoshima-u.ac.jp/about/kadai2030.pdf 【第4期中期目標期間に向けた学長ビジョン】 https://www.kagoshima-u.ac.jp/about/post-72.html 【中期目標・中期計画】 https://www.kagoshima-u.ac.jp/about/chukikeikaku.html</p>
補充原則1-2④ 目標・戦略の進捗状況と検証結果及びそれを基に改善に反映させた結果等		<p>法人の目標・戦略としている中期目標・中期計画について、自己点検・評価報告書、業務の実績に関する報告書及びその評価結果を大学HPにて公表している。</p> <p>また、その進捗状況や評価結果を踏まえて、改善に反映させた結果等については、その状況を毎年実施する自己点検・評価において確認し、自己点検・評価報告書を公表している。</p> <p>【業務の実績に関する報告書・評価結果】 https://www.kagoshima-u.ac.jp/about/32833.html 【内部質保証、大学評価（法人・認証・自己）】 https://www.kagoshima-u.ac.jp/about/hyouka.html 【中期目標・中期計画】 https://www.kagoshima-u.ac.jp/about/chukikeikaku.html</p>
補充原則1-3⑥（1） 経営及び教学運営双方に係る各組織等の権限と責任の体制		<p>法令に則り、「国立大学法人鹿児島大学組織規則」において本法人の運営組織として以下の会議を置く旨規定し、当該会議に関する各規則で審議事項を定め、経営及び教学運営の実施に係る権限と責任を明確にし、自主的・自律的・戦略的な法人経営を可能とする体制を構築している。</p> <p>【大学運営会議】 経営及び教育・研究に関する事項のうち、学長が必要と認める事項の審議 【教育研究評議会】 教育研究に関する重要事項の審議 【経営協議会】 経営に関する重要事項の審議 【役員会】 法人の重要事項の決定</p> <p>○国立大学法人鹿児島大学組織規則 https://www1.g-reiki.net/kagoshima-u/reiki_honbun/x890RG00000001.html ○鹿児島大学副学長に関する規則 https://www1.g-reiki.net/kagoshima-u/reiki_honbun/x890RG00000103.html ○鹿児島大学学長補佐に関する規則 https://www1.g-reiki.net/kagoshima-u/reiki_honbun/x890RG00000104.html</p>
補充原則1-3⑥（2） 教員・職員の適切な年齢構成の実現、性別・国際性・障がいの有無等の観点でのダイバーシティの確保等を含めた総合的な人事方針		<p>法人経営に必要な人材の確保及び育成のため、「人事の基本目標」、「職員の人材確保及び選考」、「ダイバーシティの推進」、「人材育成」及び「人事評価」を柱とした「国立大学法人鹿児島大学人事基本方針」を令和3年3月16日に策定し、公表している。</p> <p>【国立大学法人鹿児島大学人事基本方針】 https://www.kagoshima-u.ac.jp/about/post-75.html</p>

<p>補充原則1-3⑥(3) 自らの価値を最大化するべく行う活動のために必要な支出額を勘案し、その支出を賄える収入の見通しを含めた中期的な財務計画</p>		<p>中期的な財務計画、教育研究の費用及び成果等については、第4期中期目標・中期計画期間である6年間の予算、収支計画、資金計画を策定し、文部科学大臣に届け出るとともに、公表している。 さらに、業務の実施に関して負託された財務情報に基づく財政状態や運営状況に関する説明責任を果たすため、財務諸表を作成し公表している。</p> <p>【中期目標・中期計画】 https://www.kagoshima-u.ac.jp/about/chukikeikaku.html 【財務諸表】 https://www.kagoshima-u.ac.jp/about/zaimu.html</p>
<p>補充原則1-3⑥(4)及び補充原則4-1③ 教育研究の費用及び成果等（法人の活動状況や資金の使用状況等）</p>		<p>本学の財政状態や運営状況及び教育・研究・診療等に係る活動内容を、本学を支えてくださる多くの方々に分かりやすくご説明しご理解いただくことを目的として、財務諸表の概説を作成している。</p> <p>【財務諸表の概説】 https://www.kagoshima-u.ac.jp/about/zaimu.html</p>
<p>補充原則1-4② 法人経営を担う人材を計画的に育成するための方針</p>		<p>法人経営を担う人材育成のため、令和3年3月に「国立大学法人鹿児島大学における経営人材の確保・育成方針」を策定し、長期的視点に立って、経営に必要な能力を備える人材や教学面の先見性や国際性、戦略性を有する人材を、経営人材として計画的に確保・育成することとしている。継続的に人材を確保・育成するため、部局長等の准教授又は教授クラスを学長補佐として登用するとともに、部局長又は学長補佐経験者を副学長に登用するなど各階層の適任者に法人経営の一端を担わせている。また、国立大学協会が実施する各種研修等に関しても、関連する副学長等に積極的に参加させるなど可能な限り次代の経営人材の育成を行っている。</p> <p>【国立大学法人鹿児島大学における経営人材の確保・育成方針】 https://www.kagoshima-u.ac.jp/about/post-76.html 【役員名簿】 https://www.kagoshima-u.ac.jp/about/ku-officer.html 【その他の役職員】 https://www.kagoshima-u.ac.jp/about/ku-yakushokuin.html</p>
<p>原則2-1-3 理事や副学長等の法人の長を補佐するための人材の責任・権限等</p>		<p>学長の意思決定や業務執行をサポートする体制を整備するため、「国立大学法人鹿児島大学組織規則」により、理事の役割と権限及び任命要件を明確にして選任している。 また、副学長及び学長補佐についても、「鹿児島大学副学長に関する規則」及び「鹿児島大学学長補佐に関する規則」に基づき、それぞれの役割や責任、権限等を明確にし、学長が責任を持って選任している。</p> <p>○国立大学法人鹿児島大学組織規則 https://www1.g-reiki.net/kagoshima-u/reiki_honbun/x890RG00000001.html ○鹿児島大学副学長に関する規則 https://www1.g-reiki.net/kagoshima-u/reiki_honbun/x890RG00000103.html ○鹿児島大学学長補佐に関する規則 https://www1.g-reiki.net/kagoshima-u/reiki_honbun/x890RG00000104.html 【役員名簿】 https://www.kagoshima-u.ac.jp/about/ku-officer.html 【その他の役職員】 https://www.kagoshima-u.ac.jp/about/ku-yakushokuin.html</p>
<p>原則2-2-1 役員会の議事録</p>		<p>国立大学法人鹿児島大学役員会規則に基づき、重要事項について適正に審議を行い、学長の意思決定を支え、適正な経営を確保している。また、会議終了後は、大学HPにおいて、速やかに議事要旨を公表している。</p> <p>○国立大学法人鹿児島大学役員会規則 https://www1.g-reiki.net/kagoshima-u/reiki_honbun/x890RG00000002.html 【役員会議事要旨】 https://www.kagoshima-u.ac.jp/about/yakuinkai.html</p>

<p>原則2-3-2 外部の経験を有する人材を 求める観点及び登用の状況</p>		<p>外部理事の選任にあたっては、令和3年3月に「国立大学法人鹿児島大学における経営人材の確保・育成方針」を策定し、多様な分野における経験や知見を大学経営に活かすことを目的とし、併せて、ダイバーシティの確保も念頭に、2名の女性理事を外部から登用しており、その状況は本学HP上に公表している。（非常勤理事2名） 選任にあたっては、経営協議会及び教育研究評議会での意見聴取の際に、登用の目的及び理由を明確化し、HP上で公表している。</p> <p>【国立大学法人鹿児島大学における経営人材の確保・育成方針】 https://www.kagoshima-u.ac.jp/about/post-76.html 【役員名簿】 https://www.kagoshima-u.ac.jp/about/ku-officer.html</p>
<p>補充原則3-1-1① 経営協議会の外部委員に係 る選考方針及び外部委員が 役割を果たすための運営方 法の工夫</p>		<p>多様な関係者の意見を本学の経営に生かしていくため、「国立大学法人鹿児島大学経営協議会の学外委員の選考方針」を定め、当該方針に基づき、自治体、産業界、教育分野、医療分野等、幅広い分野から適任者を選考して参画いただいている。 議題について、国立大学法人鹿児島大学経営協議会規則に基づき設定するとともに、会議開催1週間前までに資料を事前送付して円滑な議事運営を図っている。また、毎回テーマを設定した協議事項を設けることで、本法人に期待する事項を的確に把握し、法人経営に生かすこととしている。</p> <p>【経営協議会委員名簿】【経営協議会議事要旨】 https://www.kagoshima-u.ac.jp/about/keieikyougikai.html 【国立大学法人鹿児島大学経営協議会の学外委員の選考方針】 https://www.kagoshima-u.ac.jp/about/keiyo_gaijin_senkouhousin.pdf ○国立大学法人鹿児島大学経営協議会規則 https://www1.g-reiki.net/kagoshima-u/reiki_honbun/x890RG00000003.html</p>
<p>補充原則3-3-1① 法人の長の選考基準、選考 結果、選考過程及び選考理 由</p>		<p>学長の選考にあたっては、学長選考・監察会議において、学長選考基準を策定し、国立大学法人法等の法規に則り、学長選考・監察会議の権限と責任において慎重かつ必要な議論を尽くし適正に選考を行っている。 また、学長選考基準、選考結果、選考過程及び選考理由については、本学HPにおいて公表している。</p> <p>なお、意向投票については、これまで、学長選考の参考のひとつとして実施することとしていたが、意向投票の結果が学長選考・監察会議を縛るものではないことを明確にするため、令和4年4月、必要に応じて実施することができる規定に改正した。</p> <p>【学長選考・監察会議/学長の選考について】 https://www.kagoshima-u.ac.jp/about/senkoukaigi.html ○国立大学法人鹿児島大学学長選考規則 https://www1.g-reiki.net/kagoshima-u/reiki_honbun/x890RG00000487.html</p>
<p>補充原則3-3-1③ 法人の長の再任の可否及び 再任を可能とする場合の上 限設定の有無</p>		<p>平成29年11月17日開催の第65回学長選考会議において、学長の任期について審議を行い、安定的な運営体制の構築と、適切な業績評価を行うため、従前の1期3年（再任可、但し1回まで）を、1期4年・再任可・上限6年とする見直しを行い、改正した学長選考規則を公表している。 学長の任期は、国立大学法人法により、2年から6年の間で、それぞれ再任の可否を含め設定することは可能であるが、任期3年では、新しく学長に就任してから、最長でも1年半の実績に基づき評価をせざるを得ず（再任否の場合は次期学長選考が必要となる）、評価のための十分なデータを収集することは困難であるが、任期4年の場合、2年半の実績に基づき評価することが可能であり、かつ、その実績を踏まえ、2年間の再任可となっていることから現行の任期が妥当であると判断している。</p> <p>【第65回学長選考会議議事要旨】 https://www.kagoshima-u.ac.jp/about/senkoukaigi(65).pdf ○国立大学法人鹿児島大学学長選考規則 https://www1.g-reiki.net/kagoshima-u/reiki_honbun/x890RG00000487.html</p>

<p>原則3-3-2 法人の長の解任を申し出るための手続き</p>		<p>法人の長の解任のための手続きについては、国立大学法人鹿児島大学学長解任規則において、学長の解任に関し必要な事項（解任の申出の事由、申出の請求方法、意見陳述の機会の付与等）を定め、公表している。</p> <p>○国立大学法人鹿児島大学学長解任規則 https://www1.g-reiki.net/kagoshima-u/reiki_honbun/x890RG00000488.html</p>
<p>補充原則3-3-3② 法人の長の業務執行状況に係る任期途中の評価結果</p>		<p>国立大学法人鹿児島大学学長選考規則に基づき、4年の任期途中において、業績の評価（再任審査）を行うこととしており、令和4年6月に実施した。学長選考・監察会議による書面審査及び当該学長からのプレゼンテーションを踏まえ、達成すべき大学のミッション（教育改革、地域社会との連携の推進、ガバナンス改革の推進等）について評価するとともに、学長選考・監察会議からの助言等を行った。なお、結果については大学HPにて公表している。</p> <p>○国立大学法人鹿児島大学学長選考規則 https://www1.g-reiki.net/kagoshima-u/reiki_honbun/x890RG00000487.html 【（再任審査）結果の公表について】 https://www.kagoshima-u.ac.jp/about/senkoukaigi.html</p>
<p>原則3-3-4 学長選考・監察会議の委員の選任方法・選任理由</p>		<p>国立大学法人鹿児島大学学長選考・監察会議規則において、委員については経営協議会の学外有識者から選出された者8名及び教育研究評議会評議員から選出された者8名を選任することを規定している。なお、委員は以下のとおり選出している。</p> <p><経営協議会> 令和5年度の経営協議会学外委員8名全員を委員としている。</p> <p><教育研究評議会> 第255回教育研究評議会において、理事を含む全評議員から投票により新たに5名（評議員の任期満了に伴う交代）を選出し、計8名を委員としている。</p> <p>また、経営協議会学外委員については、「国立大学法人鹿児島大学経営協議会の学外委員の選考方針」に基づき、①教育、研究及び医療に深い知見・実践経験を有する者②自治体の関係者③企業経営に知見・経験を有する者や産業界関係者④学校及び病院の経営に知見・経験を有する者⑤地域振興等に知見・経験を有する者のいずれかを選任しており、選任した8名の学外委員の有する経験は、学長選考・監察会議の役割を果たすために必要であると判断し、8名の学外委員を学長選考・監察会議委員として選任している。</p> <p>【学長選考・監察会議】 https://www.kagoshima-u.ac.jp/about/senkoukaigi.html 【第255回教育研究評議会議事要旨】 https://www.kagoshima-u.ac.jp/about/kennkyuuhyougikai.html</p>
<p>原則3-3-5 大学総括理事を置く場合、その検討結果に至った理由</p>		<p>本学（本法人）においては、一法人一大学であることから、現時点において、理事長と学長を分離する必要性は高くないと考えられるが、今後も社会情勢等を踏まえつつ、学長選考・監察会議において、必要性等も含め検討願うこととしている。</p>
<p>基本原則4及び原則4-2 内部統制の仕組み、運用体制及び見直しの状況</p>		<p>内部統制システムを明確にし、その体制に基づくモニタリングを行い法人経営の見直しに活かすため、令和2年11月に国立大学法人鹿児島大学業務方法書に基づく国立大学法人鹿児島大学内部統制規則を制定し、内部統制システムの体制を公表した。</p> <p>国立大学法人鹿児島大学内部統制規則に基づき、役員を構成員とした内部統制委員会を設置し、コンプライアンス事象等を定期的又は随時に報告する体制を整備・運用している。</p> <p>令和4年度にはコンプライアンス事象等個別事案に関して、部局長等及び教職員へ改善策等を含めて注意喚起を行った。今後も内部統制の実効性を高めるため、継続的にその運用等を見直し、充実を図っていくこととしている。</p> <p>○国立大学法人鹿児島大学内部統制規則 https://www1.g-reiki.net/kagoshima-u/reiki_honbun/x890RG00001087.html</p>

<p>原則4-1 法人経営、教育・研究・社会貢献活動に係る様々な情報をわかりやすく公表する工夫</p>		<p>法令に基づき、教育、組織、財務等に関する適切な情報を、本学HPにおいて広く公表している。</p> <p>【教育情報の公表】 https://www.kagoshima-u.ac.jp/about/activity.html</p> <p>【組織に関する情報】 https://www.kagoshima-u.ac.jp/about/houjin-soshiki-jouhou.html</p> <p>【財務に関する情報】 https://www.kagoshima-u.ac.jp/about/zaimu.html</p> <p>また、本学教職員や学生の教育・研究・社会貢献に係る活動、その他不祥事等についても、その内容に応じてプレスリリースを行いつつ、各種報道機関や本学HPを活用して積極的に公表、広報活動を行っている。</p> <p>また、本学HPにおいては、在学生、保護者、卒業生、企業・自治体、入学希望者等、対象に応じた情報を掲載する仕組みも構築している。</p> <p>【大学HPニュース一覧】 https://www.kagoshima-u.ac.jp/information.html</p>
<p>補充原則4-1① 対象に応じた適切な内容・方法による公表の実施状況</p>		<p>本学教職員や学生の教育・研究・社会貢献に係る活動、その他不祥事等について、内容に応じてプレスリリースを行いつつ、各種報道機関や本学HPを活用して積極的に公表、広報活動を行っている。</p> <p>また、本学HPにおいては、在学生、保護者、卒業生、企業・自治体、入学希望者等、対象に応じた情報を掲載する仕組みも構築している。</p> <p>【大学HPニュース一覧】 https://www.kagoshima-u.ac.jp/information.html</p> <p>【ニュースリリース一覧】 https://www.kagoshima-u.ac.jp/about/release/pressrel.html</p>
<p>補充原則4-1② 学生が享受できた教育成果を示す情報</p>		<p>学生が大学で身に付けることができる能力とその根拠について、教育目標、学位授与方針等のポリシー、カリキュラムマップ等により整理し、大学HPにおいて公表している。</p> <p>【教育目標・ポリシー・カリキュラムマップ(CM)・ナンバリング】 https://www.kagoshima-u.ac.jp/education/eoplcmnm.html</p> <p>学生の満足度については、本学で実施した学生アンケートの回答結果に基づく本学の教育成果や学生の学習成果等に関する情報を、本学高等教育研究開発センターHPにおいて公表している。</p> <p>【高等教育研究開発センターHP(2022年度大学I Rコンソーシアムアンケート集計結果)】 https://www.kagoshima-u.ac.jp/higheducenter/2022%E9%B9%BF%E5%A4%A7%E3%82%A2%E3%83%B3%E3%82%B1%E3%83%BC%E3%83%88HP.pdf</p> <p>学生の進路状況については、大学概要や受験生向け大学紹介パンフレット、本学HP及び各学部HPで公表しているほか、外部の進学冊子等でも広く広報している。</p> <p>【キャリア形成支援(就職・進路データ)】 https://www.kagoshima-u.ac.jp/job/sinrodata.html</p>
<p>法人のガバナンスにかかる法令等に基づく公表事項</p>		<p>■独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第22条に規定する情報 (組織、業務及び財務に関する基礎的な情報) https://www.kagoshima-u.ac.jp/about/houjin-soshiki-jouhou.html https://www.kagoshima-u.ac.jp/about/houjin-gyoumu-jouhou.html https://www.kagoshima-u.ac.jp/about/zaimu.html</p> <p>(組織、業務及び財務についての評価及び監査に関する情報) https://www.kagoshima-u.ac.jp/about/hyouka.html https://www.kagoshima-u.ac.jp/about/zaimu.html</p> <p>■医療法施行規則第7条の2の2及び同規則第7条の3に規定する情報 https://www.kagoshima-u.ac.jp/about/post-114.html</p> <p>■医療法施行規則第15条の4第2号に規定する情報 https://www.kagoshima-u.ac.jp/about/byouinkansa.html</p>